

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2023年6月2日時点

～2023年6月1日

2023年6月2日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT)

別紙1 IoT Connect提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(D) 料金プランに係るもの

(略)

備考

1 (略)

2 当社は、次の事項を定額プランに適用します。

(1)～(4) (略)

(5) 当社は、契約者から請求があったときは、以下の条件で容量追加機能を提供します。

A 契約者は、容量追加を請求することにより、1の料金月における通信量上限値に通信容量を追加することができます。この場合、1の料金月において1のプロファイルごとに追加することができる通信容量は、100テラバイトを上限とします。

B～C (略)

D 当社は、容量追加を、その請求のあった料金月に限り適用し、1の料金月における通信量の合計が通信容量を追加した通信量上限値に満たない場合であっても、その残量を翌料金月には追加しません。

3～4 (略)

5 当社は、次の事項を定額プラン及び上り特価プランに適用します。

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、容量シェアグループを設定します。この場合、容量シェアグループの扱いは、次のとおりとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT)

別紙1 IoT Connect提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(D) 料金プランに係るもの

(略)

備考

1 (略)

2 当社は、次の事項を定額プランに適用します。

(1)～(4) (略)

(5) 当社は、契約者から請求があったときは、以下の条件で容量追加機能を提供します。

A 契約者は、容量追加を請求することにより、1の料金月における通信量上限値に通信容量を追加することができます。この場合、1の料金月において1のプロファイルごとに追加することができる通信容量は、100テラバイトを上限とします。(当社は、IoT Connect Mobile Type Sの利用において1テラバイトは2の40乗バイトとします。以下、同じとします。)

B～C (略)

D 当社は、容量追加を、その請求のあった料金月に限り適用し、1の料金月における通信量の合計が通信容量を追加した通信量上限値に満たない場合であっても、その残量を翌料金月には繰り越しません。

3～4 (略)

5 当社は、次の事項を定額プラン及び上り特価プランに適用します。

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、容量シェアグループを設定します。この場合、容量シェアグループの扱いは、次のとおりとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2023年6月2日時点

～2023年6月1日

2023年6月2日～

A 容量シェアグループに属するプロファイルの料金月における通信量上限値を合計します。ただし、プロファイルステータスが休止のプロファイルを除きます。

B～D (略)

(2) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルの追加又は移動の請求があったときは、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(3) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルにおいて次の請求があったときは、その当日にそのプロファイルを容量シェアグループから除外し、同時にそのプロファイルの通信量上限値をその請求がなされた料金月の備考(7)A又はBに定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

A～C (略)

A 容量シェアグループに属するプロファイルの料金月における通信量上限値を合計します。この場合、通信量上限値の合計は100テラバイトを上限とします。また、プロファイルステータスが休止のプロファイルの通信量上限値及び容量追加により追加された通信容量は、通信料上限値の合計から除きます。

B～D (略)

(2) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルの追加の請求があったときは、その請求を反映したときから適用します。

またこの場合において、追加したプロファイルのその料金月における容量シェアグループに追加されるまでの通信量は、追加した料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まないものとします。

(3) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルにおいて次の請求があったときは、その請求を反映したときをもってそのプロファイルを容量シェアグループから除外し、同時にそのプロファイルの通信量上限値をその請求がなされた料金月の備考(9)に定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該請求があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該請求があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

A～C (略)

(4) 当社は、1の料金月における1のプロファイルに関し、容量シェアグループへの追加及び容量シェアグループからの削除があった場合は、その料金月におけるそのプロファイルの通信量について、容量シェアグループへの追加前の通信量を容量シェアグループからの削除後の通信量に引き継ぎます。

(5) 契約者は、容量シェアグループからプロファイルの削除があった料金月において、容量シェアグループから削除したプロファイルを新たに容量シェアグループ(当該料金月に追加されていた容量シェアグループを含みます。)に追加することはできません。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2023年6月2日時点

～2023年6月1日

2023年6月2日～

(4) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止に変更されたときは、その当日にそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(7)A又はBに定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(5) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止から利用中に変更されたときは、その当日にそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(7)A又はBに定める通信量上限値の合計に合算するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(6) (略)

(7) 当社は、次の場合には、容量シェアグループに属するプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合、本規定は、備考2(4)B又は備考3(5)Bの規定に優先するものとします。

A B以外のもの

容量シェアグループに属するプロファイルの1の料金月における通信量及びそのコースに係る通信量上限値をそれぞれ合計し、その通信量の合計が通信量上限値の合計を超えた場合

B 容量シェアグループに属するものであって、1の容量シェアグループに係る通信量上限値の合計が100テラバイトを超えるもの

容量シェアグループに属するプロファイルの1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(6) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止に変更されたときは、その請求を反映したときをもってそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(9)に定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(7) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止から利用中に変更されたときは、その請求を反映したときをもってそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(9)に定める通信量上限値の合計に合算するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(8) (略)

(9) 当社は、容量シェアグループに属するプロファイルの1の料金月における通信量及びそのコースに係る通信量上限値をそれぞれ合計し、その通信量の合計が通信量上限値の合計を超えた場合には、容量シェアグループに属するプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合、本規定は、備考2(4)B又は備考3(5)Bの規定に優先するものとします。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2023年6月2日時点

～2023年6月1日

2023年6月2日～

(F) モードに係るもの

(略)

備考

1～4 (略)

5 当社は、テストモードを利用中のプロファイルに対して(D)備考5に定める容量シェアグループの申込みがあったときは、そのプロファイルが通常モードとなった日を含む料金月の翌料金月から、そのプロファイルを容量シェアグループに追加します。

(F) モードに係るもの

(略)

備考

1～4 (略)

5 当社は、テストモードを利用中のプロファイルに対して(D)備考5に定める容量シェアグループの申込みがあったときは、そのプロファイルが通常モードとなったときから、そのプロファイルを容量シェアグループに追加します。